○令和2年9月分(10月納付分)からの厚生年金保険料額表(令和2年度版)

(単位·四)

						_	般	· 坑	. P	り 員	•	船	員
標	準報酬	報	西州	月	額	(厚	生 年	金 基	金	加入	員を	・ 除	<)
		+IX	Ħ/II	/3	田		全	額				半	額
等級	月 額						18.300%			9.150%			
13 1170	73 122	円以上			円未満								
1	88,000			\sim	93,000			16,104	4.00			8	3,052.00
2	98,000	93	3,000	~	101,000			17,93					3,967.00
3	104,000		1,000	~	107,000			19,032					9,516.00
4	110,000	107	7,000	~	114,000			20,130				10	0,065.00
5	118,000		1,000	\sim	122,000			21,594					0,797.00
6	126,000		2,000	~	130,000			23,058					1,529.00
7	134,000		0,000	\sim	138,000			24,522					2,261.00
8	142,000		3,000	~	146,000			25,986					2,993.00
9	150,000		5,000	~	155,000			27,450					3,725.00
10	160,000		5,000	~	165,000			29,280					1,640.00
11	170,000		5,000	~	175,000			31,110					5,555.00
12	180,000		5,000	~	185,000			32,940				16	5,470.00
13	190,000		5,000	~	195,000			34,770					7,385.00
14	200,000		5,000	~	210,000			36,600					3,300.00
15 16	220,000 240,000		0,000	~	230,000			40,260					0,130.00
17	260,000		0,000	$\frac{\sim}{\sim}$	250,000 270,000			43,920 47,580					1,960.00
18	280,000		0,000	~	290,000			51,240	1.00			2.	3,790.00 5,620.00
19	300,000		0,000	~	310,000			54,900					7,450.00
20	320,000		0,000	~	330,000			58,560					9,280.00
21	340,000		0,000	~	350,000			62,220					1,110.00
22	360,000		0,000	~	370,000			65,880					2,940.00
23	380,000		0,000	~	395,000			69,540					1,770.00
24	410,000		5,000	~	425,000			75,030					7,515.00
25	440,000		5,000	\sim	455,000			80,520					0,260.00
26	470,000		5,000	~	485,000			86,010					3,005.00
27	500,000		5,000	\sim	515,000			91,500	0.00				5,750.00
28	530,000		5,000	~	545,000			96,990				48	3,495.00
29	560,000		5,000	\sim	575,000			102,480					1,240.00
30	590,000	575	5,000	~	605,000			107,970				53	3,985.00
31	620,000		5,000	~	635,000			L13,460					5,730.00
32	650,000	635	5,000	~				118,950	0.00			59	9,475.00

○ 厚生年金保険料率(平成29年9月1日~ 適用)

一般・坑内員・船員の被保険者等 …18.300% (厚生年金基金加入員 …13.300%~15.900%)

○ 子ども・子育て拠出金率(令和2年4月1日~ 適用) …0.36%

[参考]平成31年4月分~令和2年3月分までの期間は0.34%

※子ども・子育て拠出金については事業主が全額負担することとなります。

- 平成29年9月分(10月納付分)から、一般の被保険者と坑内員・船員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。
- 被保険者負担分(厚生年金保険料額表の折半額)に円未満の端数がある場合
 - ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
 - (注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

● 納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、その合算した金額に 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

● 賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額になります。また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

● 子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当等の支給に要する費用の一部として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

- 全国健康保険協会管掌健康保険の都道府県別の保険料率については、全国健康保険協会の各都道府県支部にお問い合わせください。また、全国健康保険協会管掌健康保険の保険料率及び保険料額表は、全国健康保険協会から示されております。
- 健康保険組合における保険料額等については、加入する健康保険組合へお問い合わせください。